

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案（概要）

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

1. 改正の趣旨

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 57 条第 1 項の規定により、危険・有害な化学物質を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、その容器又は包装に、当該化学物質の名称等の表示をしなければならないこととされている。また、法第 57 条の 2 第 1 項の規定により、危険・有害な化学物質を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付等により、当該化学物質の名称等を相手方に通知をしなければならないこととされている。

これらの規定の対象となる化学物質（以下「リスクアセスメント対象物」という。）として、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下「令」という。）第 18 条及び第 18 条の 2 において、国が行う化学品の分類の結果、危険性又は有害性があるものと令和 7 年 3 月 31 日までに区分された物のうち、厚生労働省令で定めるものが規定されている。また、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「則」という。）第 30 条及び第 34 条の 2 において、令第 18 条第 2 号及び第 18 条の 2 第 2 号の厚生労働省令で定める物は、「別表第二の物の欄に掲げる物」と規定され、則別表第 2 に個々の物質名が列挙されている。

今般、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和 11 年 4 月 1 日施行予定。以下「改正令」という。）において、令第 18 条及び第 18 条の 2 が、「令和 7 年 3 月 31 日までに区分された物のうち」から「令和 8 年 3 月 31 日までに区分された物のうち」と改正されることに伴い、令和 7 年度までに国が行った化学品の分類の結果を踏まえ、則別表第 2 について、別表に掲げる物質の追加・削除等、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

- （1）改正令の施行に伴い、リスクアセスメント対象物に追加される物質として、別表 1 に掲げる物質を則別表第 2 に追加することとする。
- （2）改正令の施行に伴い、リスクアセスメント対象物から除外される物質として、別表 2 に掲げる物質を則別表第 2 より削除することとする。
- （3）改正令の施行に伴い、リスクアセスメント対象物の名称の変更等があった物質として、別表 3 に掲げる物質について、則別表第 2 において名称等の変更を行うこととする。
- （4）その他所要の改正を行う。

3. 根拠法令

改正令による改正後の令第 18 条第 2 号及び第 18 条の 2 第 2 号

4. 施行期日等

公 布 日：令和 9 年 2 月（予定）

施行期日：改正令の施行の日（令和 11 年 4 月 1 日）

ただし、概要別表 2 並びに別表 3 の 2 及び 3 の改正については、公布の日